

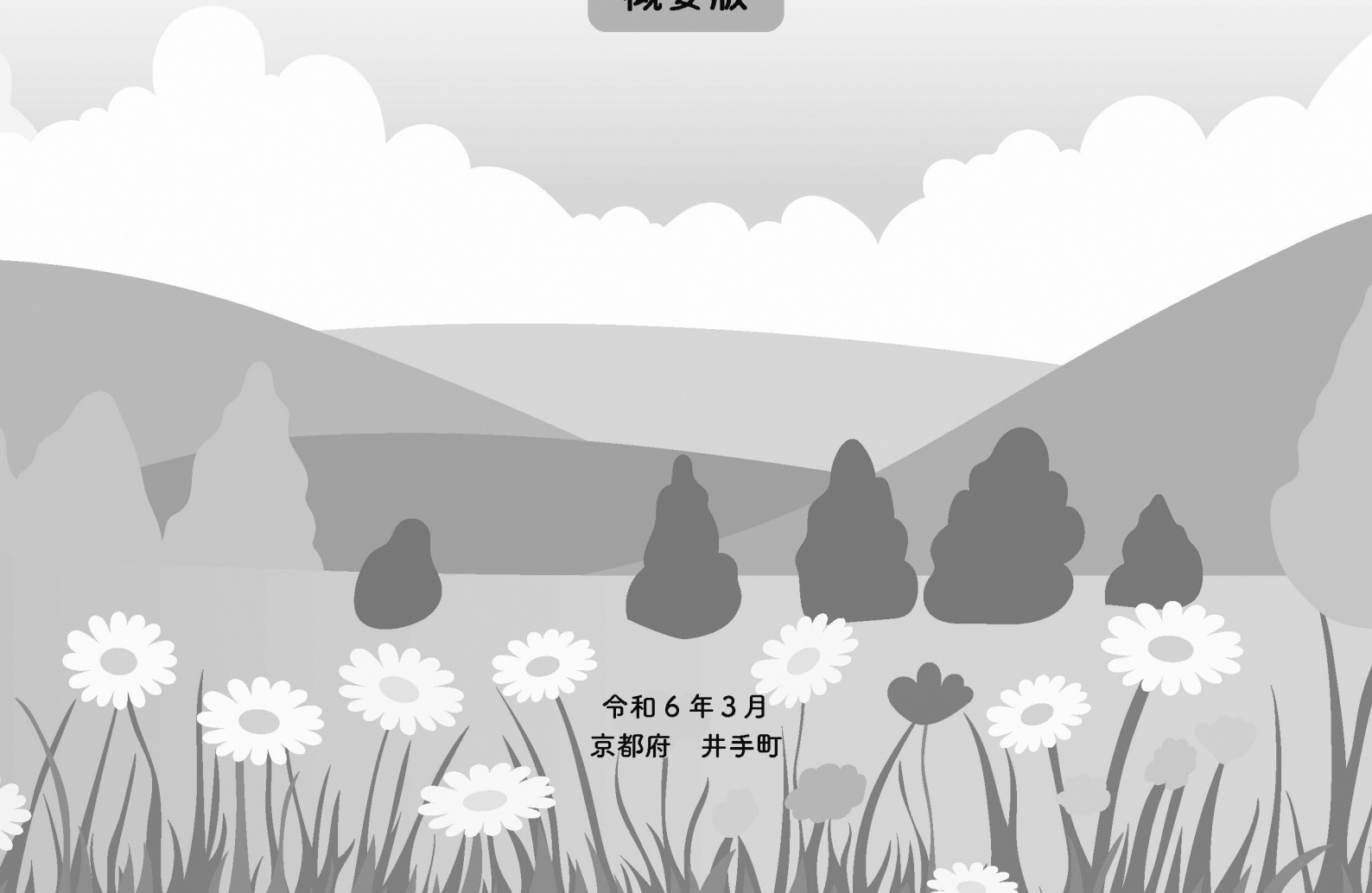


井手町障がい者基本計画及び 第7期障がい福祉計画・ 井手町第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



概要版



令和6年3月
京都府 井手町



1 計画策定の趣旨

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人やその家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする「井手町障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

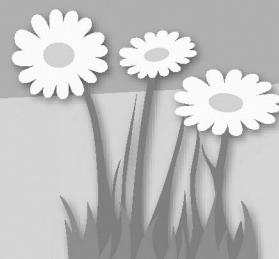
2 計画の位置付け

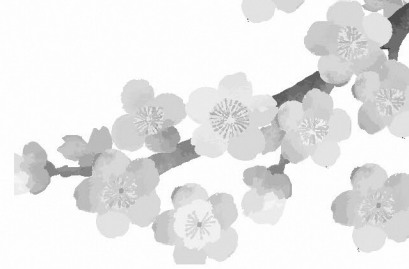
- 「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

3 計画の期間

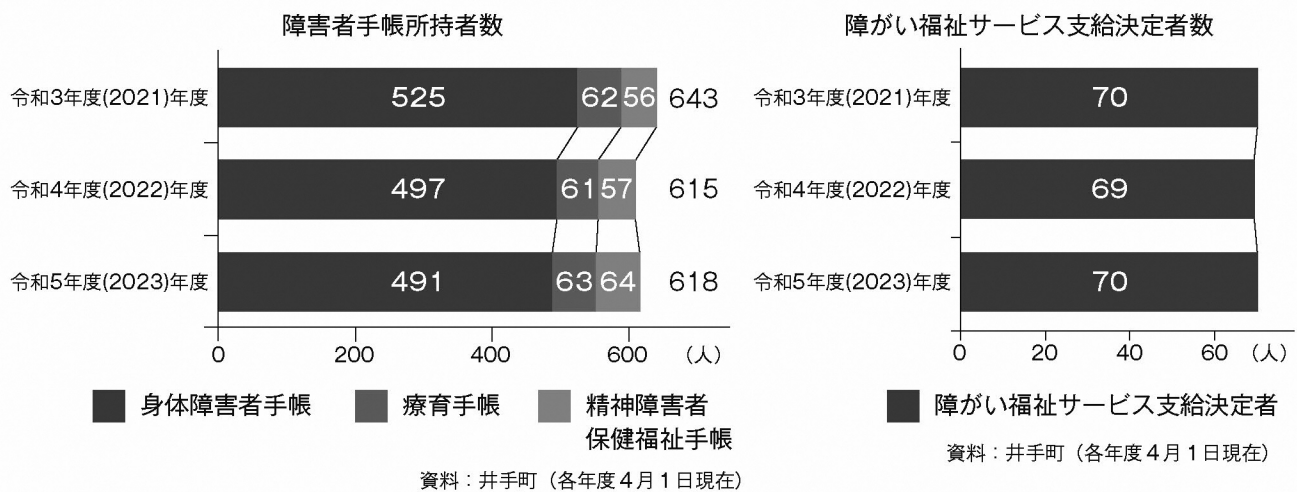
「井手町障がい者基本計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
和暦	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
	前期障がい者基本計画			障がい者基本計画					
	第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画								
				第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画					
							第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画		





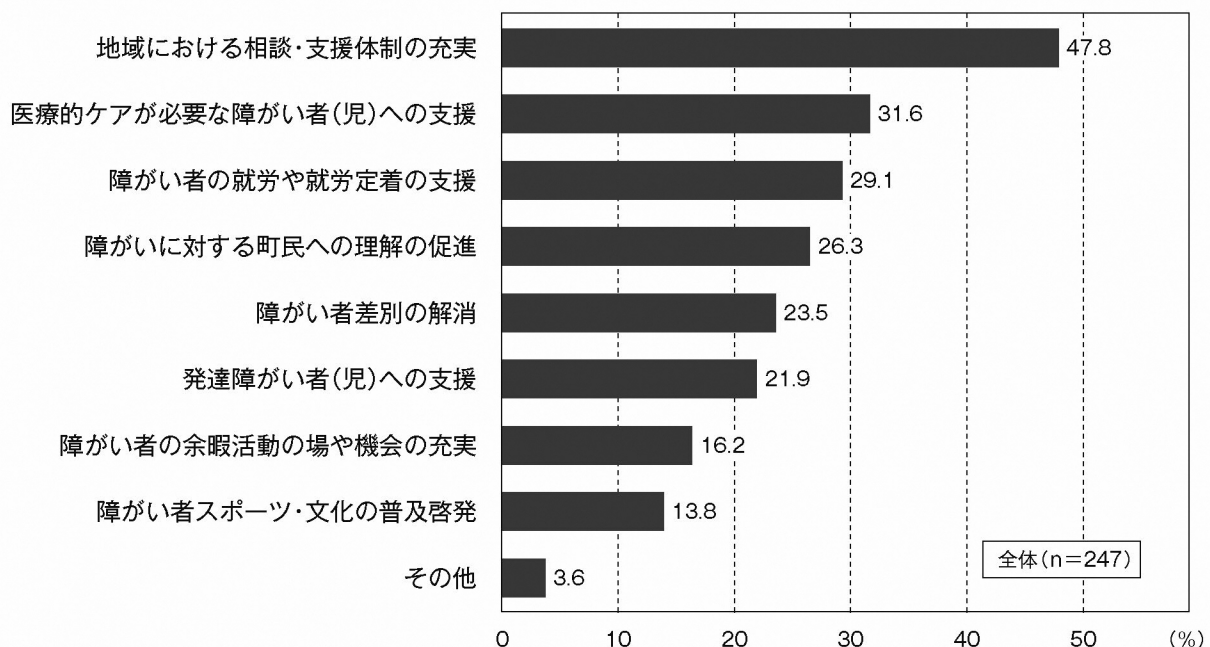
4 障がい者数の推移



5 アンケート結果による住民意識

本計画を策定するにあたり、障がい福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。

■ 障がい福祉に関して優先すべき町の施策



・町の施策について、相談・支援体制の充実を求める意見が最も多く、また医療的ケア体制の充実や就労に関する事等、あらゆる面で施策の充実を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。



6 計画の基本理念と基本目標

基本理念

ふれあいと支えあいによる 安心・安全なまちづくり

基本目標 1

障がいを理解し、ともに生きるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するためには、住民が様々な障がいや障がいのある人への理解を深めることが不可欠です。そのため、障がいや障がいのある人に関する広報・啓発や、交流活動の推進等、共に支え合う地域社会の構築を推進します。

また、障がいのある人に対する情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援にも努めるとともに、障がいのある人の尊厳を保つため、権利擁護と虐待防止の取組を推進します。

施策項目

- 1-1 広報・啓発活動の充実
- 1-2 交流活動の推進
- 1-3 権利擁護と虐待の防止

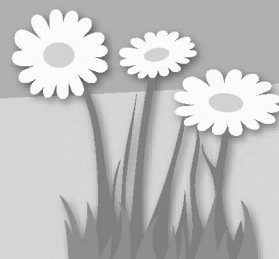
基本目標 2

住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。そのため、相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実や地域住民の活動支援、地域や学校における福祉教育の取組による意識の醸成等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

施策項目

- 2-1 相談支援の充実
- 2-2 在宅サービス等の充実
- 2-3 地域福祉活動の推進と福祉意識の醸成





基本目標 3

社会参加を支援するまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには雇用環境の改善や就労支援が重要です。障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人はできる限り一般就労に就けるよう、また一般就労が困難な人は福祉的就労の場で活躍できるよう、関係機関と連携して取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

また、将来を見据えた継続的な支援となるよう、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて必要とする教育・療育等の充実に取り組み、子どもたちの健やかな成長につなげます。

さらに、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ・レクリエーション、文化活動等の機会提供にも努めます。



施策項目

- 3-1 雇用・就労
- 3-2 社会参加
- 3-3 教育・育成

「テオテラスいで」開設！



- 令和5年9月に開設された井手町地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」と連携した取組・活用も視野に、福祉的就労による商品や製品の販路拡大に向けた取組を行います。

基本目標 4

障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して地域で暮らし続けられるよう、防災や防犯体制の強化に取り組むとともに、生涯にわたって地域活動や社会活動に参加しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、合理的配慮の普及、選挙における配慮、住まいの確保等に努めます。

また、障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。

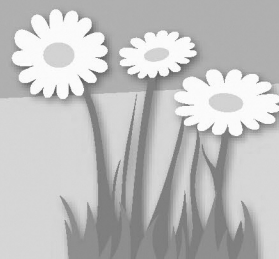
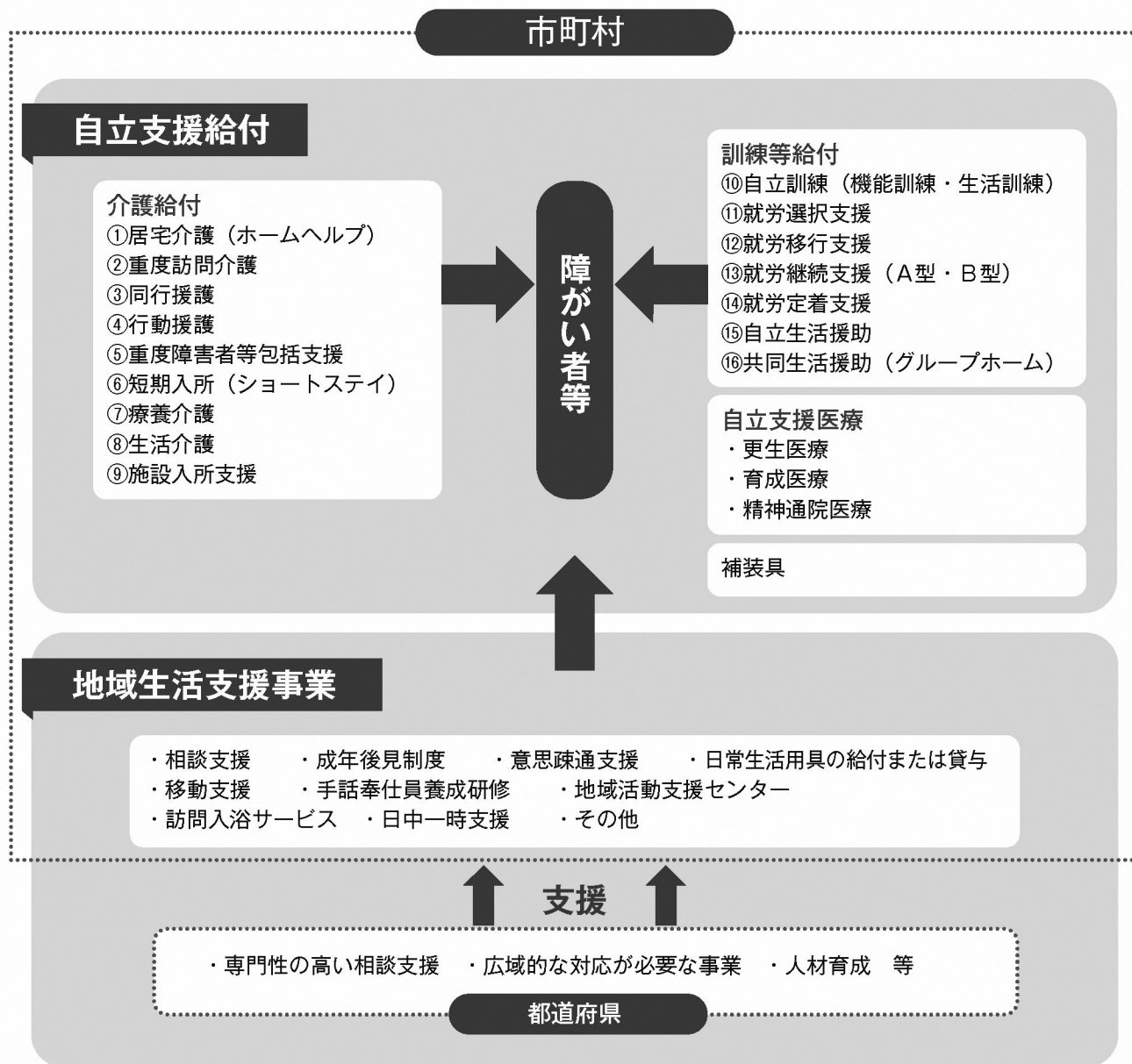
施策項目

- 4-1 生活環境
- 4-2 保健・医療



7 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障がい福祉サービス等」は、障がいのある人の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。



8 計画の成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

項 目			目標値 (令和8年度)
(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	地域生活への移行者数		1人
	施設入所者数の削減見込		1人
(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備	未定
		コーディネーターの配置人数	1人
		地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	1人
		運用状況の検証・検討	1回／年
	強度行動障がい有者に対する支援体制の整備		未定
(3) 福祉施設から一般就労 への移行等	一般就労への移行者数	移行支援事業	2人
		就労A型	2人
		就労B型	2人
	●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合 現時点で町に就労移行支援事業所がないため、目標とする令和8年度までに就労移行支援事業所の設置に向け、支援を行っていきます。		
	就労定着支援事業の利用者数		2人
	●就労定着率 現時点で町に就労定着支援事業所がないことから、利用者のニーズを見極めながら、その必要性を検討していきます。		
(4) 障がい児支援の提供体制 の整備等	●児童発達支援センターの設置 京都府立こども発達支援センターが近隣の京田辺市に設置されています。児童発達支援や専門的な相談支援を行っていることから、このような実情を踏まえて、町における児童発達支援センターの設置について、引き続き検討を行います。		
	保育所等訪問支援を実施する事業所数		1か所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数		1か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		1か所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1人
(5) 相談支援体制の充実・ 強化等	●基幹相談支援センターの設置 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」の設置については、町内に設置する必要性を含め、引き続き検討を行います。		
(6) 障がい福祉サービス等の 質を向上させるための 取組に係る体制の構築	京都府による町内事業所への訪問指導を含め、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を維持・充実していきます。		

■ 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体
が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業
には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では以下のように見込み量を設定しました。見込みが
ない事業については、関係機関と連携しサービス提供につなげられるよう努めていきます。

必須事業											
項 目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	項 目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業		実施の有無	有	有	有	日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件 / 年	0	0	0
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有		自立生活支援用具	件 / 年	1	1	1
障がい者相談支援事業		か所	4	4	4		在宅療養等支援用具	件 / 年	0	0	0
成年後見制度 利用支援事業		件 / 年	0	0	0		情報・意思疎通 支援用具	件 / 年	2	2	2
成年後見制度 法人後見支援事業		件 / 年	0	0	0		排泄管理支援用具	件 / 年	143	140	138
							居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件 / 年	0	0	0
意思疎通支 援事業	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	回	10	10	10	手話奉仕員養成研修 事業(修了者)		人 / 年	1	1	1
	手話通訳者設置 事業 (設置者数)	人	0	0	0	移動支援事業		人 / 年	14	15	15
								時間 / 年	600	630	630
						地域活動支援センター		か所	1	1	1
								人 / 年	1	1	1

任意事業											
項 目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	項 目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	人 / 年	2	2	2	その他の任意事業	スポーツ・レクリエーション活動事業	回 / 年	3	3	3
	日中一時支援事業	時間 / 年	1,030	1,030	1,030		声の広報発行事業	件 / 年	0	0	0
		人 / 年	7	7	7						
	生活支援事業	回 / 年	0	0	0		自動車運転免許取得・改造助成事業	件 / 年	0	0	0

発行：井手町役場

編集：高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地

TEL：0774-82-2001(代表) FAX：0774-82-5055

発行年月：令和6年3月